

食品表示法に基づく栄養成分表示の事業者相談の現状と今後の対応について

○二川香織 塩田栄子（都城保健所） 木添茂子（県立看護大学）

I はじめに

平成 27 年 4 月の食品表示法施行により、容器包装された一般用加工食品及び添加物について、栄養成分表示が義務化された。当保健所では、法施行後、食品事業者を対象とした研修会等において周知を行っているが、管内における事業者等からの栄養成分表示に関する相談件数は、法施行前に比べ大きく増加している。

現在、5 年間の経過措置期間中となっており、2020 年 4 月 1 日には食品表示法が完全施行となるため、今年度は事業者への更なる周知が必要であるとともに、効率的な対応が求められる。今回、過去の事業者相談内容を分析することにより、今後の事業者対応や栄養成分表示の適正化に向けて示唆を得たので報告する。

II 方法

食品表示法施行後 4 年間（平成 27 年度～平成 30 年度）に当保健所に相談のあった 83 件の相談内容について、相談対応記録等により集計・分析を実施した。

III 結果

(1) 相談者の種類

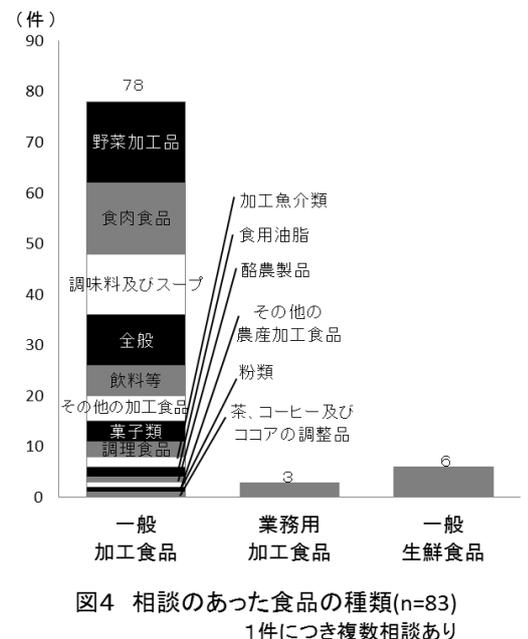
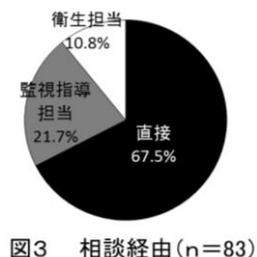
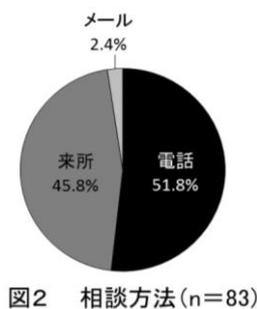
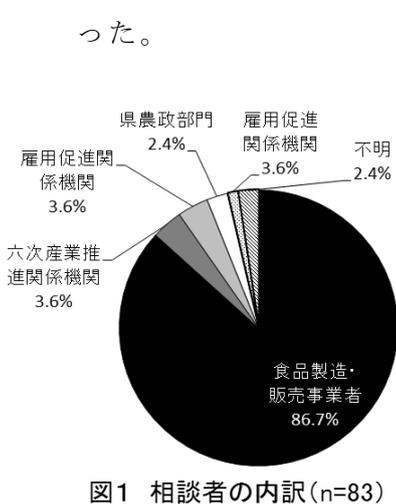
結果は図 1 のとおりである。食品製造・販売事業者が 8 割を超えているが、事業者の販売支援に携わる関係機関や関係団体からの相談もみられた。

(2) 相談方法・経由

結果は図 2・図 3 のとおりである。電話と来所による相談がほとんどであった。また、全ての相談のうち、衛生環境課を經由し相談を受理したものが 27 件（32.5%）あった。

(3) 相談のあった食品の種類

結果は図 4 のとおりである。栄養成分表示義務のある一般加工食品に関する相談が最も多く、その種類は多岐にわたっていた。また、任意表示である一般生鮮食品や業務用加工食品に関する相談は少なかった。



(4) 相談内容 (図5)

「④表示の方式」や「③表示値の設定方法」など具体的な表示方法に関する内容が多かった。最も件数の多かった「④表示の方式」の詳細を分析すると、「栄養成分等の表示順」が最も多く、以下「表示単位」「表示位置や様式」「栄養成分等の項目名称」「最小表示の位」「詰め合わせやセット販売の表示方法」「算出根拠の表示」と、相談内容は多岐にわたっていた。

次いで相談件数の多かった「⑦表示案の確認」では、確認後に表示の修正が必要であったものが18件(94.7%)であった。

(5) 相談のあった栄養成分等 (図6)

義務項目に関する相談が最も多く、推奨項目や任意項目、食品表示基準の対象外成分の表示相談件数は、それぞれ同程度であった。

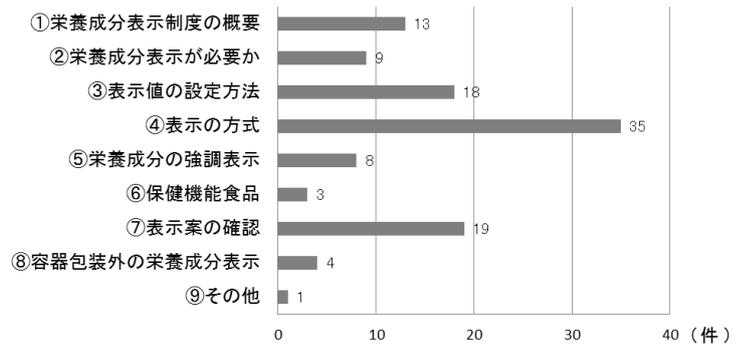


図5 相談内容(n=83) 1件につき複数相談あり

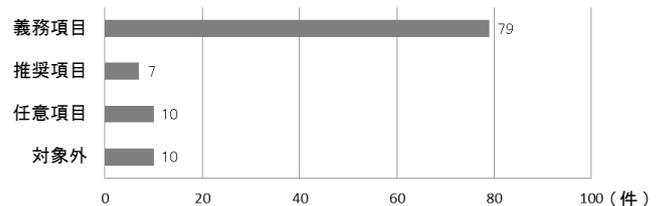


図6 相談のあった栄養成分等(n=83) 1件につき複数相談あり

IV 考察

相談を受けた食品は一般加工食品がほとんどであったが、加工食品の種類は多岐に渡り、その特徴や販売形態も一律ではないため、個別的な表示指導が求められている。特に相談の多かった「表示の方式」に関する内容をはじめ、栄養成分表示に関する方法等の根拠は、「食品表示基準」「通知¹⁾」「QA²⁾」「ガイドライン³⁾」それぞれに分散し示されていることから、早見表の作成などにより個別の事例に効率的に対応していく必要がある。また、本来、表示は事業者の責任において行うものであるが、表示の修正が必要な案件も多いことから、違反事例を未然に防ぐため、表示案の段階での確認も必要であると思われる。

一方で、事前に通知等を確認せずに制度の概要について尋ねる事業者も複数あり、相談者の栄養成分表示に対する関心や理解度には差があると思われる。効率的に周知を行うため、今後も県版リーフレット等を活用しながら、研修会等の集団の場で普及啓発を継続していく必要がある。

さらに、表示を積極的に推進するよう努めることとされている推奨項目に関する相談が少なかったことから、推奨項目そのものに対する事業者の認識が低いことも考えられ、これらの表示が消費者の健康増進に寄与することを併せて情報提供していく必要がある。

相談対応にあたっては、来所されるケースが半数近くあり、今後の相談増加も見込まれることから、栄養士不在時の対応方法の確認や面接による相談対応の体制を整えておく必要がある。また、衛生環境課を経由し対応にあたる場合も多いため、今後も連携しながら事業者対応や巡回指導等を行っていきたい。

最後に、事業者への適正な表示普及啓発に向け、食品販売・製造事業者以外にも事業者支援団体等からの相談もあったことから、今後は食品に関わる各種団体を連携先とし表示適正化に向けた業務を行う必要がある。

(参考文献等)

1) 消費者庁：食品表示基準について、2015

2) 消費者庁：食品表示基準Q&A、2015

3) 消費者庁：食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン、2015